

【学校教育活動等における熱中症事故の防止について】

下記の記載事項を十分留意して、熱中症事故防止の徹底を図っています。

記

- 1 热中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導すること。
- 2 活動中やその前後に、適切な水分補給や休憩ができる環境を整えるとともに、生徒同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行えるよう指導すること。
- 3 体育館、格技室、1階保健室、家庭科室の空調設備を適切に活用し、休憩場所や活動する場所を設定すること。
- 4 運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生していることにも十分留意して、体育着（半袖、ハーフパンツ）での登校や、防止や日傘の使用も許可すること。
- 5 活動中には、暑さ指数（WBGT）を計測し、活動量・内容・時間・場所を変更するなど、柔軟な対応をすること。
- 6 暑さ指数（WBGT）が「31」未満で、活動中止の判断に至らない場合においても、生徒の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期すること。
- 7 児童・生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導すること。
- 8 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと。
- 9 热中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分の補給、体の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。